

高知県農地流動化支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県農地流動化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的及び補助対象事業）

第2条 県は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に農地の利用の集積を図るため、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定による指定を受けた法人（高知県農業公社（以下「機構」という。））が、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25経営第3140号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第7条第1号に規定する事業を別表第1に掲げる要綱に基づき実施する経費及び機構の事業運営に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象経費及び補助率）

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）に係る経費及びこれに対する補助率は、別表第2に定めるとおりとする。

（事業計画の作成）

第4条 機構は、次条第1項の補助金交付申請書を提出しようとするときは、別表第1に掲げる要綱に基づく実施計画を事前に作成し、知事の承認を受けなければならない。

（補助金の交付の申請）

第5条 機構は、補助金の交付を申請しようとするときは、別記第1号様式による交付申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、機構は、県税の滞納がない旨を証明する納税証明書（県税の納税義務がない場合にあっては、別記第1号様式の2による申立書）を併せて提出しなければならない。

2 前項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税

法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

（国庫補助事業の着手）

第 6 条 機構は、農地売買等支援事業実施要綱に基づく補助事業に着手する場合は、原則として、国による補助金の交付の決定通知に基づき行わなければならない。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付の決定前に着手する必要がある場合は、本事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから別記第 2 号様式による交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第 7 条 知事は、第 5 条第 1 項の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、機構に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第 3 に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助の条件）

第 8 条 補助金の交付の目的を達成するため、機構は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）補助金に係る法令、規則、要綱、要領等の規定に従うこと。
- （2）補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- （3）補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- （4）補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、その収入及び支出についての証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならないこと。
- （5）前号の規定にかかわらず、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 5 条により定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）中、同号に規定する帳簿等に加え、別記第 3 号様式の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならないこと。
- （6）取得財産等については、善良な管理者の注意をもって適正に管理す

るとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

- (7) 取得財産等（機械及び器具については、取得価格又は効用の増加した財産が 50 万円以上のもの）については、処分制限期間内において補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供するときは、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (8) 前号の規定により知事の承認を得て取得財産等を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (9) 補助事業の実施に当たっては、別表第 3 に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (10) 県税の滞納がないこと。
- (11) 「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和 6 年 12 月 20 日付け 6 環バ第 278 号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に示す環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、申請時にチェックシートを知事に提出すること。
- (12) チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、実績報告時にチェックシートを知事に提出すること。

（補助事業の変更等）

第 9 条 機構は、次に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、事前に別記第 4 号様式による変更承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の増額又は 30 パーセント以上の減額

(2) 補助事業の中止又は廃止

2 知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（遂行状況報告）

第 10 条 機構は、補助金の交付の決定があった年度の各四半期（第 4 ・ 四半期を除く。）末日現在において、別記第 5 号様式による遂行状況報告書を作成し、翌月の 15 日までに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず機構に対して別記第5号様式による遂行状況報告書の提出を求めることができる。

（実績報告等）

第11条 機構は、補助事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに別記第6号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 第5条第2項ただし書の規定により、補助金の交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第5条第2項ただし書の規定により、補助金の交付の申請をした場合であって、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額したときにあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第7号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し）

第12条 知事は、機構が次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1）この要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。
- （2）虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- （3）補助金の交付の条件に違反したとき。
- （4）補助事業の実施が著しく不適當であると認められたとき。

（補助金の概算払の請求）

第13条 機構は、規則第14条ただし書の規定に基づく補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第8号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（グリーン購入）

第14条 機構は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県

が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第15条 補助事業又は機構に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和56年1月31日から施行し、昭和55年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、昭和56年10月1日から施行し、昭和56年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、昭和57年9月2日から施行し、昭和57年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、昭和58年9月25日から施行し、昭和58年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年11月25日から施行し、昭和60年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年10月1日から施行し、昭和62年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年11月24日から施行し、昭和63年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年10月1日から施行し、平成元年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年9月1日から施行し、平成2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年7月1日から施行し、平成3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年9月1日から施行し、平成4年度事業から適用する。

附 則
この要綱は、平成 5 年 7 月 29 日から施行し、平成 5 年度事業から適用する。

附 則
この要綱は、平成 6 年 7 月 21 日から施行し、平成 6 年度事業から適用する。

附 則
この要綱は、平成 7 年 7 月 17 日から施行し、平成 7 年度事業から適用する。

附 則
この要綱は、平成 8 年 3 月 21 日から施行し、平成 7 年度事業から適用する。

附 則
この要綱は、平成 8 年 5 月 10 日から施行し、平成 8 年度事業から適用する。

附 則
この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行し、平成 9 年度事業から適用する。

附 則
この要綱は、平成 9 年 11 月 10 日から施行し、平成 9 年度事業から適用する。

附 則
この要綱は、平成 10 年 4 月 8 日から施行し、平成 10 年度事業から適用する。

附 則
この要綱は、平成 11 年 6 月 10 日から施行し、平成 11 年度事業から適用する。

附 則
この要綱は、平成 12 年 5 月 30 日から施行し、平成 12 年度事業から適用する。

附 則
この要綱は、平成 13 年 5 月 30 日から施行し、平成 13 年度事業から適用する。

附 則
この要綱は、平成 14 年 5 月 14 日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 15 年 5 月 1 日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 16 年 5 月 11 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
1 この要綱は、平成 17 年 6 月 20 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

2 削除

附 則
この要綱は、平成 18 年 7 月 14 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 10 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 6 月 21 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 3 月 21 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 6 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 25 日から施行し、同年 4 月 6 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 3 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 9 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 8 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 9 日から施行する。

別表第 1 （第 2 条、第 4 条関係）

農地売買等支援事業実施要綱（平成12年 4 月 1 日付け12構改 B 第320号
農林水産事務次官依命通知）

高知県農地流動化促進事業実施要綱（平成 19 年 4 月 1 日付け 18 高担
支第 783 号農業振興部長通知）

別表第2（第3条関係）

経 費	補 助 率
1 農地流動化事業 （1）事業推進体制整備費 機構の事業推進体制の強化拡充に要する経費 （2）業務費 ア 機構が行う農用地等の売買、賃貸業務等に要する経費 イ 機構が事業を執行するために要する機動力維持管理経費及び事業関係負担金 ウ 機構の維持及び管理に要する経費 2 農地流動化促進事業 機構が行う買い入れた農用地等の対価の支払に要する資金を借入金により調達した場合の当該借入れに要する経費 （1）一般支援タイプ（県単） （2）担い手支援タイプ 3 機構経営改善支援費 機構における未収金回収等債権管理に要する経費	10分の10以内 10分の10以内 10分の10以内 10分の10以内

別表第3（第7条、第8条、第12条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。